

水俣学研究センター研究活動の記録

(2009年1月～2009年12月)

目次

- I. 水俣学研究センター刊行物
- II. 新日窒労働組合資料展示会
- III. 水俣学講義
- IV. 公開講座
- IV. 研究会
 - 1. 定例研究会
 - 2. 水俣病事件研究交流集会
 - 3. 水俣・芦北地域戦略プラットフォーム
 - 4. ゼロ・ウェイスト円卓会議
 - 5. 水俣学勉強会
- VI. 受託研究
- VII. 共催

I. 水俣学研究センター刊行物

- 1. 『水俣学通信』16号～18号
- 2. 新日本窒素労働組合旧蔵資料目録 2009年3月30日
- 3. 水俣学研究 創刊号 2009年3月30日
- 4. 水俣・芦北地域戦略プラットフォーム課題検討会「自然産業に携わる人々」2009年3月31日
- 5. 新日本窒素労働組合60年の軌跡 2009年10月30日

資料叢書

- 1. 水俣学研究センター資料叢書Ⅱ
『水俣病と学校教育－水俣病事件研究交流集会若手セッションの記録』2009年3月30日
- 2. 水俣学研究センター資料叢書Ⅲ
『復刻 水俣病論文三部作（1963－1964年）』2009年8月10日

II. 新日窒労働組合資料展示会

- 東京展 2009年10月30日(金)～11月8日(日)
法政大学市ヶ谷校舎ボアソナードタワー 14階 博物館展示室
シンポジウム 11月8日(日)、映像シンポジウム 11月3日(火)
- 大阪展 2009年11月17日(火)～11月29日(日)
大阪人権博物館
シンポジウム 11月29日(日)、映像上映常時
- 熊本展 2009年12月7日(月)～12月20日(日)
熊本学園大学14号館 1411教室
シンポジウム 12月12日(土)、映像上映常時

水俣展 2010年1月8日(金)～1月21日(木)
水俣学現地研究センター・水俣市婦人会館
記念講演 1月16日(土)、映像上映常時
主催：熊本学園大学水俣学研究センター
共催：法政大学大原社会問題研究所・大阪人権博物館

Ⅲ. 水俣学講義

- 第8期 2009年9月30日～2010年1月13日
- 第1回 9月30日『水俣学への誘い』
花田昌宣(熊本学園大学社会福祉学部教授)
- 第2回 10月7日『水俣病五十年』
原田正純(熊本学園大学社会福祉学部教授)
- 第3回 10月14日『水俣病に対するチッソの責任と特措法』
富樫貞夫(熊本学園大学社会福祉学部教授)
- 第4回 10月21日『水俣病と私と娘』
諫山 茂(水俣病互助会)
- 第5回 11月4日『東京から見えたもの』
宮本成美(写真家)
- 第6回 11月11日『海洋汚染防止への水俣湾の教訓』
松橋鐵治郎(元・長野県食品工業試験場長)
- 第7回 11月18日『漁師 松崎忠男の一生』
松崎忠男(水俣病患者連盟代表)
- 第8回 11月25日『臨床心理学実践の立場から、新潟水俣病と水銀の古代史料に近づく』
佐藤忠司(新潟清涼大学大学院臨床心理学研究科教授)
- 第9回 12月2日『なぜ初期水俣病への対処を行政は誤ったのか』
船橋晴俊(法政大学社会学部教授)
- 第10回 12月12日『水俣病とむきあった労働者』
石田博文(元新日窒労組組合員)
糸田憲夫(元新日窒労組組合員)
江口和伸(元新日窒労組組合員)
江口睦美(元新日窒労組組合員)
山下紀久子(元新日窒労組組合員)
- 第11回 12月16日『水俣病の「定説」に対する疑問－医学生および医師としてかかわりを通して感じる事』
鶴田和仁(潤和リハビリテーション振興財団潤和会記念病院副院長)
- 第12回 1月6日『「環境首都」をめざす水俣と5つの円卓会議』
宮北隆志(熊本学園大学社会福祉学部教授)
- 第13回 1月13日『まとめ』
原田正純(熊本学園大学社会福祉学部教授)

IV. 公開講座

- 第6期 2009年『つながり～人と人、人と自然、山と川と海のとつながりについて考える』
- 第1回 9月29日『人と自然、人と人の関係をデザインする－森林酪農の試み』
佐藤博之（アマタ㈱地域デザイン部・部長）
- 第2回 10月6日『大川での暮らしから見えてくること』
吉井恵璃子（大川村丸ごと生活博物館・生活学芸員）
- 第3回 10月13日『産直の力：人が動くこと、人と人が話すことで世界が変わっていく』
加藤憲章（㈲広島生き活き農産・代表）
- 第4回 10月20日『森は海の恋人運動から得たつながり』
畠山 信（NPO 法人森は海の恋人・副理事長）
- 第5回 10月27日『生物多様性〈命のつながり〉と生態系サービス〈自然の恵み〉』
宮北隆志（熊本学園大学社会福祉学部教授）

V. 研究会

1. 定例研究会

- 第17回 2009年4月11日
『水俣市民の健康・生活問題の階層性・地域制－実態調査から』
高林秀明（熊本学園大学社会福祉学部准教授）
- 第18回 2009年6月13日
『チッソ支援の政策構造と変遷』
永松俊雄（室蘭工業大学教授）
- 第19回 2009年12月20日
『公害被害と社会福祉の課題』
尾崎寛直・除本理史（東京経済大学）

2. 水俣病事件研究交流集会

- 第5回 2010年1月9～10日
- 1) 1月9日
- 個別テーマ自由報告
- 『水産学と水俣病事件』
中野 浩（東京大学大学院教育学研究科博士課程）
- 『漁村の民俗論理』
飯嶋秀治（九州大学大学院准教授）
- 『新潟におけるメチル水銀暴露による神経学的リスクの再評価』
丸山公男（新潟青陵大学）
- 『水俣の輪』
中原新之助
- 水俣病特措法と被害補償をめぐって
- 『水俣病特措法に対する日弁連の今後の対応』
三角 恒（弁護士・日弁連水俣病問題検討PT）

『環境省田島一成 副大臣に送った特措法にたいする意見』

斎藤 恒 (木戸病院)

『チッソの保障協定拒否をめぐる一行政の傍観はゆるされるか』

宮沢信雄 (水俣学研究センター客員研究員)

『「救済策」をめぐる状況とその問題点の整理』

高倉史朗 (ガイアみなまた)

若手セッション：水俣病と学校教育 (第4回)

『水俣病と大学教育～自主講座こそ原点』

木野 茂 (立命館大学共通教育推進機構教授)

2) 1月10日

個別テーマ報告

『安賃争議 その背景と帰結』

矢作 正 (浦和大学総合福祉学部准教授)

水俣病の医学

『2009年10月水俣病認定申請を棄却された人々の神経症候』

高岡 滋 (神経内科リハビリテーション協立クリニック)

『「水俣病の医学-病像に関するQ&A」と新潟水俣病の審査会』

斎藤 恒 (木戸病院)

『2009年一斉自主検診報告』

原田正純・高岡 滋 (不知火海沿岸住民健康調査実行委員会)

現地からの報告

『第二世代訴訟の現状と課題』

佐藤英樹・谷 洋一 (水俣病被害者互助会)

特別報告-現地から、水俣に発生する環境汚染問題

『水俣湾のダイオキシン処理の問題点II』

山下善寛 (水俣の暮らしを考えるみんなの会)

『産廃ストップから風力発電』

大嶽弥生 (風力発電を考える会)

『水俣・芦北地域の再構築と市民の主体的参画』

宮北隆志 (熊本学園大学水俣学研究センター)

『水俣病とゼロ・ウェイスト宣言-水俣の宣言文を読み解く』

藤本延啓 (熊本学園大学水俣学研究センター)

3. 水俣・芦北地域戦略プラットフォーム

世話人会

第13回 2009年2月23日「水俣環境大学 その3」

第14回 2009年5月18日「今後の『プラットフォーム』について」

第15回 2009年12月14日「5つの円卓会議の検証/今後のプラットフォーム/その他」

課題検討会

第14回 2009年7月6日 テーマ「自然産業につながる人々-水俣・芦北地域の流通と経済」

第15回 2009年10月5日 テーマ「自然産業につながる人々-水俣・芦北地域の流通と経済 その2」

4. ゼロ・ウェイスト円卓会議

- 第7回 2009年5月25日 「新メンバーを含めた自己紹介」
「メンバー各自の活動等についてのフリートーク」
- 第8回 2009年6月22日 「環境モデル都市推進課の事業報告」
「これまでのゼロ・ウェイスト円卓会議の活動内容」
「今後の具体的な活動の展開について」
「11月開催予定の『環境モデル都市フェスタ』について」
- 第9回 2009年7月31日 「各メンバーの活動内容・成果・課題の整理」
「環境モデル都市フェスタにおける『ゼロ・ウェイスト宣言』について」
「『みなまた給茶スポット』進捗状況」
「ごみステーション調査計画進捗状況」
「ゼロ・ウェイスト活動協力校・団体への感謝状授与について」
- 第10回 2009年8月24日 「環境モデル都市推進課の事業報告」
「『ゼロ・ウェイスト宣言』に向けた議論・作業の進捗状況」
「ごみステーション調査計画進捗状況」
「ゼロ・ウェイスト調査協力校・団体への感謝状授与について」
- 第11回 2009年10月1日 「環境モデル都市推進課の事業報告」
「『ゼロ・ウェイスト宣言』に向けた議論・作業の進捗状況」
「水俣市におけるごみ問題の現状分析」
「ごみステーション調査計画進捗状況」
「ゼロ・ウェイスト調査協力校・団体への感謝状授与について」
- 第12回 2009年11月9日 「前回の確認、環境モデル都市推進課の事業報告等」
「ゼロ・ウェイスト宣言（案）について」
「環境モデル都市フェスタについて」
「給茶スポットについて」
- 第13回 2009年12月7日 「前回の確認、環境モデル都市推進課の事業報告等」
「環境モデル都市フェスタの報告について」
「燃やすもの組成調査の結果について」
「今後のゼロ・ウェイストに向けた取り組みについて」
「給茶スポットについて」
- 第14回 2010年2月8日 「前回の確認、環境モデル都市推進課の事業報告等」
「『町田発・ゼロ・ウェイストの会』来水報告および葉山・上勝訪問の報告」
「円卓会議の推進体制について」
「ごみステーション調査について」
「給茶スポットについて」
- 第15回 2010年3月23日 「前回の確認、環境モデル都市推進課の事業報告等」
「燃やすもの組成調査の結果について」
「ごみステーション調査について」
「給茶スポットについて」

5. 水俣学勉強会

- 第9回 2009年4月19日「水俣病多発漁村における漁業の盛衰と被害の社会的広がり の重畳作用に関する研究」研究計画報告
井上ゆかり（熊本学園大学水俣学研究センター研究助手）
- 第10回 2009年11月25日「見舞金協定にいたる被害者運動の研究(仮)」中間報告
川辺将之（熊本学園大学大学院生）
- 第11回 2009年12月2日「水俣地域における山間部水俣病被害の広がり－魚の流通『行商』に注目して」
一三晶代（熊本学園大学大学院生）

VI. 受託研究

- 村丸ごと生活博物館「笑品」開発研究業務（水俣市）
宮北隆志（熊本学園大学社会福祉学部教授）

V. 共催

天草環境会議

第26回 2009年7月11～12日

第1部 「藍の天草、漁暮らし」

田島 正（漁師）

「農林水産業の再生と地域社会の持続可能性」

寺西俊一（一橋大学）

「日本の農業・農村の再生を天草で考える」

石田信隆（農林中金総合研究所）

「天草の教訓を自然資源経済論にどう取り入れるか」

永井 進（法政大学）

第2部 「持続可能な地域社会づくりと“食育”」

宮北隆志（熊本学園大学）

「食で異世代（ひと）を結ぶ～食文化の継承～」

立山ちづ子（前・高校家庭科教員）

「青いみかんの実る頃」

松本繁喜（みかん農家）

第2日 「水俣・天草からの報告～水俣／苓北火電／路木ダムなど」

主催：天草環境会議実行委員会

共済：熊本学園大学水俣学研究センター

企画協力：一橋大学自然資源研究会

会場：苓北町コミュニティセンター

水俣学研究センター研究員 業績リスト

(2009年1月～2009年12月)

赤星香世子

研究発表

「精神保健福祉援助演習・実習の意義とその方法」日本精神保健福祉士養成校・全国研修会、熊本市、2009.6

井上ゆかり

研究論文

「『芦北漁民 松崎忠男：女島聞き書』 解題」『水俣学研究』創刊号、169-188、2009.3

「芦北漁民 松崎忠男：女島聞き書」『水俣学研究』創刊号、189-224、2009.3

「不知火海漁業と水俣病に関する研究序説～女島沖地区における『統』体制の生成と崩壊から～」
熊本学園大学大学院社会福祉学研究科修士論文

研究発表

「不知火海漁業と水俣病に関する研究序説～女島沖地区における『統』体制の生成と崩壊から～」
2008年度環境社会学会特別研究例会環境社会学・修士論文発表会、東京、2009.3

河野正輝

研究論文

「ドイツにおける社会保険改革と基本理念 (1) ベルント・バロン・フォン・マイデル教授に聞く」
『社会関係研究』14(1)、113-133、2009.1

「社会福祉の権利と権利擁護 (特集 権利擁護の10年 福祉は変わったか)」『月刊福祉』92(2)、22-25、2009.2

「経済危機下のセーフティーネット - EU 諸国などと日本のとりくみを比較して」『進歩と改革』
689、4-16、2009.5

著書

『障がいとともに暮らす：自立と社会連帯』（共編著）放送大学教育振興会、2009.3、228p

高林秀明

研究論文

「失業・地域・貧困化と地域福祉－宮古島の精神障害者調査から」『社会福祉研究所報』37、1-47、
2009.3

田尻雅美

研究論文

「小児性・胎児性水俣病に関する臨床疫学的研究－メチル水銀汚染が胎児および幼児に及ぼす影響

に関する考察」(共著)『社会関係研究』14(1)、1-66、2009.1

「環境病跡学－環境汚染による疾病の疫学的診断方法」(共著)『社会医学研究』26(2)、53-73、2009.6

豊田謙二

研究論文

「熊本学園大学付属社会福祉研究所第2回研究会 社会的排除と新たな連帯に向けて－日本とドイツ(2008年度熊本学園大学付属社会福祉研究所公開研究会記録)」(共著)『社会福祉研究所報』27、97-115、2009.3

著書

『九州・沖縄食文化の十字路』築地書館、2009.3、141p

『「宅老所よりあい」解体新書』(共著)雲母書房、2009.5、195p

中村俊也

研究論文

「ソーシャルワーク実践の中核としてのケアマネジメント手法と基底的視座としてのウェルビーイング概念」『社会関係研究』14(1)、87-111、2009.1

萩原修子

研究論文

「語りえなさにも耐える：水俣病事件がもたらした倫理と宗教の回路」『宗教研究』83(2)、577-600、2009.9

花田昌宣

研究論文

「水俣学の創生と課題：事件をフィールドから捉えるために」『水俣学研究』創刊号、15-25、2009.3

「部落差別の現実と課題：最近の差別事件と私の経験から」『部落解放研究くまもと』57、3-22、2009.3

「新日窒安定賃金争議と労働委員会あっせんをめぐる」『水俣学研究』創刊号、53-122、2009.3

「水俣病終焉策と終わらない水俣」『環境と公害』39(1)、57、2009.7

「水俣病の社会史と水俣病特措法の経済学的批判」『環境と公害』39(2)、13-19、2009.9

著書

「新日窒労組旧蔵資料解題」(共著)『新日窒労組旧蔵資料目録』熊本学園大学水俣学研究センター、2009.3

「第1回チッソ労働運動史研究会記録」科研費報告書

「第2回チッソ労働運動史研究会記録」

原田正純

研究論文

「小児性・胎児性水俣病に関する臨床疫学的研究－メチル水銀汚染が胎児および幼児に及ぼす影響に関する考察」（共著）『社会関係研究』14(1)、1-66、2009.1

「水俣にまなぶ：いのちの価値」『日本ハンセン病学会雑誌』78(1)、55-60、2009.2

「不知火海沿岸住民の保存臍帯のメチル水銀値」（共著）『水俣学研究』創刊号、151-167、2009.3

「水俣に導かれて」（全国有機農業者の集い記念講演）『土と健康』37(3)、7-18、2009.4-5

「環境病跡学－環境汚染による疾病の疫学的診断方法」（共著）『社会医学研究』26(2)、53-73、2009.6

「水俣病、三池一酸化炭素中毒と高次脳機能障害」『臨床精神医学』38(11)、1629-1637、2009.11

著書

『宝子たち：胎児性水俣病に学んだ50年』弦書房、2009.10、195p

研究発表

「水俣のかかわりから命を考える」第17回日本社会福祉士会全国大会、熊本市、2009.5

「水俣からまなぶ」第23回日本小児救急医学会、熊本市、2009.6

「つながりめぐり“いのち”－水俣学事始」第1回エコファーマシンポジウム、熊本市、2009.7

東 俊裕

研究論文

「シンポジウム 共に生きる社会は、共に学ぶ学校から－6歳の春を分けるな！（障害者権利条約批准・インクルシブ教育推進ネットワーク発足集会講演&シンポジウム）」（共著）『福祉労働』122、20-35、2009.3

「障害者権利条約における差別禁止と差別の三類型」『法律時報』81(4)、15-23、2009.4

「障害者の権利条約から見た日本の課題」『日本重症心身障害学会誌』34、19-30、2009.4

著書

『障がいとともに暮らす：自立と社会連帯』（共編著）放送大学教育振興会、2009.3、228p

研究発表

「障害者の権利条約と日本における障害立法との乖離」日本社会保障法学会第55回春季大会、神戸市、2009.5

堀 正嗣

著書

『子どもソーシャルワークアドボカシー実践』（共編著）明石書店、2009.8、224p

宮北隆志

研究論文

「航空機騒音暴露が幼児問題行動に及ぼす影響－嘉手納・普天間飛行場周辺における調査結果」（共著）『日本衛生学雑誌』64、14-25、2009.1

著書

『環境首都コンテスト－地域から日本を変える7つの提案』（共編著）学芸出版、2009.3

守弘仁志

研究論文

「沖縄の情報化政策－離島における情報格差是正政策を中心に－（1）」『社会関係研究』14(1)、67-85、2009.1

山本尚友

著書

『史料で読む部落史』現代書館、2009.3、211p

「新日窒労組旧蔵資料解題」（共著）『新日窒労組旧蔵資料目録』熊本学園大学水俣学研究センター、2009.3

水俣学研究センター規程および内規

熊本学園大学水俣学研究センター規程

客員研究員に関する運用内規

特別研究員に関する運用内規

「水俣学教育活性化プログラム予算」運用に関するの申し合わせ

熊本学園大学水俣学研究センター研究資料利用規程

『水俣学研究』投稿規程

『水俣学研究』執筆要領

熊本学園大学水俣学研究センター規程

(設置)

第1条 高度学術研究支援センター規程第3条1項に基づき、熊本学園大学水俣学研究センター（以下「研究センター」という）を置く。

(目的)

第2条 研究センターは、水俣学に関する研究調査を行い、その成果の公開を通じて地域社会並びに国際社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 研究センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 水俣学に関する研究調査及びその成果の発表
- (2) 水俣学に関する資料の収集、整理及び公開
- (3) 水俣学に関わる国内外の研究者等との交流
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(役員及び研究員)

第4条 研究センターの構成は次のとおりとする。

- (1) センター長 1名
- (2) 現地研究センター長 1名

(3) 事務局長 1名

(4) 運営委員 若干名

(5) 研究員 若干名

(6) 客員研究員 若干名

(7) 特別研究員 若干名

(8) 研究助手 若干名

(9) 事務職員 若干名

(センター長)

第5条 センター長は、研究員の中から総会において選出し、学長が任命する。

2 センター長は、研究センターを代表し、業務を統括する。

3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。任期中にセンター長が辞任した場合には、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

4 センター長に事故があるときは、センター長が指名する運営委員がその職務を代行する。指名がない場合には、運営委員の協議により職務代行者を定める。

(事務局長)

第6条 事務局長は、研究員の中からセンター長の推薦により学長が任命する。

2 事務局長は、センター長を補佐し、各研究プロジェクトの調整を図り、かつ全体を統括する。

(運営委員会)

- 第7条 研究センターを運営するために運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、センター長及び運営委員で構成する。
- 3 運営委員は、研究員の中からセンター長が委嘱する。
- 4 運営委員は、センター長を補佐し、研究センターの運営に当たる。
- 5 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(現地研究センター)

- 第8条 水俣市に水俣学現地研究センター（以下「現地研究センター」という）を設置し、現地研究センター長を置く。
- 2 現地研究センター長は、研究員の中からセンター長の推薦により学長が任命する。
- 3 現地研究センターに関する規定は、別に定める。

(研究員)

- 第9条 研究員は、本学専任教員及び研究助手の中から運営委員会において選考し、センター長が委嘱する。
- 2 研究員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(客員研究員)

- 第10条 水俣学に関して知識・経験を有し、研究センターの目的達成に資する者を客員研究員として招聘することができる。
- 2 客員研究員は、運営委員会において選考し、学長が委嘱する。
- 3 客員研究員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(特別研究員)

- 第11条 水俣学を研究課題として本学大学院に在籍し、研究センターの研究調査を分担できる者を特別研究員として委嘱することができる。
- 2 特別研究員は、運営委員会において選考し、

センター長が委嘱する。

- 3 特別研究員に関する細則は、別に定める。

(研究助手)

- 第12条 研究助手は、研究センターの研究調査の企画、準備及び実施を分担するとともに、学内外の連絡調整に当たる。

(事務職員)

- 第13条 事務職員は、センター長を補佐し、研究センターの事務を処理する。

(顧問)

- 第14条 研究センターに顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、センター長の推薦により学長が委嘱する。

(総会)

- 第15条 研究センターの運営に関する重要事項を審議するため、総会を置く。
- 2 総会は、センター長及び研究員をもって組織し、センター長が召集する。
- 3 総会は、原則として、年度当初に1回開催する。
- 4 総会は、研究員の3分の2以上の出席（委任状を含む）により成立し、議事は出席者の過半数によって決するものとする。
- 5 総会は、次の事項を審議する。
- (1) 事業計画に関すること
 - (2) 予算・決算に関すること
 - (3) この規程の改廃に関すること
 - (4) その他、運営に関する重要事項

(資料の閲覧等)

- 第16条 研究センターが所蔵し又は管理する資料の閲覧その他の利用に関する規程は、別に定める。

(規程の改廃)

- 第17条 この規程の改廃は、総会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成19年12月18日から施行する。

3. この規程は、平成21年12月19日から施行する。

客員研究員に関する運用内規

水俣学研究センター

熊本学園大学水俣学研究センター規程第9条及び第10条に基づき、水俣学研究センター（以下、「研究センター」という）の客員研究員に関する運用内規を次のとおり定める。

1. 客員研究員は、水俣学に関して知識・経験を有し、次に掲げる研究センターの活動に参加できる者の中から選考する。
 - (1) 長期・短期を問わず一定の期間本学に滞在して水俣学に関連した研究調査に従事する者
 - (2) 定例の研究会、研究資料の収集・編集又は野外調査等に参加して、研究センターが企画する研究調査を分担できる者

- (3) その他、運営委員会において研究センターの目的を達成するために必要と認められた者

2. 客員研究員は、水俣学に関する研究調査に際して、次のサービスを受けることができる。
 - (1) 研究センター（現地研究センターを含む）の施設の利用
 - (2) 研究センターが所蔵する研究資料の閲覧・複写
 - (3) 学内入構証の発行

附則 この運用内規は、2006年2月6日から施行する。

特別研究員に関する運用内規

水俣学研究センター

熊本学園大学水俣学研究センター規程第10条に基づき、特別研究員に関する運用内規を次のように定める。

1. 特別研究員は、本学大学院修士課程または博士後期課程に在学し、水俣学またはそれに関連するテーマを研究課題とする者の中から、運営委員会の議に基づき、センター長が委嘱する。
2. 特別研究員を希望する者は、指導教員の推薦を得て毎年4月末までに特別研究員採用申請書と研究計画書（2000字程度）を添えてセ

ンター長に申請するものとする。

3. 特別研究員の任期は1年とし、再任を妨げない。
4. 特別研究員は、毎年3月末までに研究経過報告書を提出するものとする。
5. 特別研究員は、研究のためセンター所管の研究資料及び研究機器を利用することができる。

6. 特別研究員は、センターが企画する調査研究活動に参加するとともに、研究活動に要する旅費宿泊費等の支弁を受けることができる。

7. その他、特別研究員に関して必要な事項は、運営委員会の議を経て定めるものとする。

附則 この内規は、2007年4月1日より施行する。

申し合わせ事項：

旅費・宿泊費の支給に関しては、当面一人当たり年間総額五万円とする。

「水俣学教育活性化プログラム予算」 運用に関する申し合わせ

水俣学研究センター運営委員会

「水俣学教育活性化プログラム予算」は、本学の学部並びに大学院の正規授業（演習、卒業論文など）で、水俣学現地研究センターを活用した研修やフィールド調査を実施する場合に係る経費の一部を補助するものである。

1. この「水俣学教育活性化プログラム予算」を利用するに当たっては、当該授業の担当教員が事前に利用申請書を、水俣学研究センター長に提出することとする。

2. 補助の対象となる経費は次のとおりである。

- 1) 宿泊費の半額。ただし1泊上限3,000円、最長6泊とする。
- 2) 交通費（海上タクシー代）、および現地案内謝礼。

付記：この申し合わせは、2007年7月19日、水俣学研究センター運営委員会で決定され、同年8月1日より実施される。なお、改正は、水俣学研究センター運営委員会の議を経て水俣学研究センター長が決定するものとする。

熊本学園大学水俣学研究センター研究資料利用規程

水俣学研究センター

（趣旨）

第1条 この規程は、水俣学研究センターの所蔵する研究資料（以下、「資料」という。）の利用について必要な事項を定める。

（資料の種別）

第2条 研究センターの資料は、一般資料、閲覧制限資料および貴重資料の3種に分類する。閲覧制限資料は個人のプライバシーに関わるもの、および利用に際して破損の恐れのあるものとする。

2 一般資料は、資料室に保管する。

3 閲覧制限資料および貴重資料は、貴重資料

保管室に保管する。

（利用）

第3条 資料の利用を希望する者は、利用目的を記した利用申請書を提出しなければならない。

2 閲覧制限資料および貴重資料の閲覧を希望する者は、あらかじめ研究センター長の許可を得て、指定の場所で閲覧しなければならない。

（開室）

第4条 資料室の開室時間は、10時から12時30

分および13時30分から16時とする。

2 資料室の休室日は次のとおりとする。ただし、研究センター長が特に必要と認めるときは、これを変更し、または臨時に休室することができる。

- (1) 土曜日、日曜日、祝日、および熊本学園大学が定める休日。但し、現地センターは月曜日も休室日とする。
- (2) 水俣学研究センター長が定める曝書のための休日。

(資料の複写)

第5条 資料の複写を希望する者は、利用目的を記した複写申請書を提出しなければならない。

2 閲覧制限資料の複写は、利用目的を勘案して制限を設けることがある。

(資料の帯出)

第6条 研究センターの研究員は資料を帯出することができる。帯出は10冊以内および3カ月以内を原則とする。

2 次の資料は帯出することができない。

- (1) 参考資料（禁帯出のラベルを貼用したもの）
- (2) 閲覧制限資料および貴重資料

3 帯出中の資料は、第三者に転貸してはならない。

4 帯出中の資料については、帯出予約をすることができる。

(資料の返却)

第7条 帯出した資料は、期限内に返却しなければならない。

2 水俣学研究センターの研究員が資格を失うとき、1年以上出張予定のとき、および曝書が行われるときには、帯出中の資料を速やかに返却しなければならない。

3 その他、水俣学研究センターが必要と認めるときは、帯出資料の返却を請求することができる。

(禁止条項と罰則)

第8条 資料室における談話、喫煙、飲食等の行為は禁止する。

第9条 閲覧または帯出中の資料を汚損または紛失したときは、ただちにその旨を届け出、係員の指示に従わなければならない。

2 帯出資料を期日までに返却しないときには、以後の帯出を禁止することがある。

3 前条の禁止条項に違反する者には、退出を命じることがある。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、水俣学研究センター運営委員会の議を経て水俣学研究センター長が決定するものとする。

附則

1 この規程は、2010年1月5日から施行する。

『水俣学研究』投稿規程

1. 投稿資格

本誌の投稿者は、水俣学研究センター研究紀要編集委員会規程（以下、「編集規程」という）に基づき、センター研究員、客員研究員、特別研究員、その他、水俣学研究センターの趣旨に賛同するものとしします。

2. 原稿の種類

本誌に掲載される原稿は、投稿原稿と依頼

原稿からなります。

依頼原稿については、編集委員会が執筆者を選定し、執筆を依頼します。

本誌の構成は以下のとおり。

(1) 特集論文（依頼原稿）

編集委員会がテーマを設定して投稿を募集しないしは依頼した論文です。

(2) 研究論文（自由投稿）

研究の成果をまとめたオリジナルな論文

です。

(3) 研究ノート／フィールドノート（自由投稿）

試論的報告、研究上の問題提起、調査の中間報告、他の著書を批判する論文、外国書の紹介・批判などにあて、研究情報の提供、共同研究者の募集につながるものも含み、かならずしも学術論文の形式にこだわらない、自由なスタイルで行うものです。

(4) 資料紹介／復刻（自由投稿）

史料・資料の提供などであり、編集委員会が著書または史料資料を選択し、執筆を依頼することがあります。

(5) 書評（自由投稿）

内容紹介的な書評にとどまらず、他の著書や論文の批判・検討を行う論文です。編集委員会が著書または論文を選択し、執筆を依頼することがあります。

(6) エッセイ（研究員による自由投稿）

自由な形式での読者への問題提起や情報の提供であり、水俣学および関連分野の内外の著書・論文・口頭報告などの紹介、国内外の研究動向や政策動向の批評などを含みます。

(7) 水俣学研究センター活動報告

水俣学研究センターの活動を報告するものです。研究調査活動、講座などの活動、教育活動、研究成果リストなどを含みます。

3. 掲載原稿

- (1) 投稿原稿は、未発表のものに限ります（他の雑誌に投稿中のものは投稿できません）。英語など外国語を母国語としない執筆者が外国語で投稿する場合には、執筆者の責任でネイティブ・スピーカーによるチェックを受けたうえで提出してください。
- (2) 原稿の掲載は、編集委員会が決定します。査読者一覧は、当該の号に掲載します。
- (3) 原稿は執筆要項にしたがって3部作成し、下記の編集委員会事務局宛に送付し、掲載決定後データファイル（原則としてテキストファイル）をあらためて提出してください。
- (4) 写真、図版を他の文献から引用、転載する場合は、著者自身が事前に著作権者から許可を得てください。本誌は責任を負いかねます。
- (5) 本誌掲載原稿の著作権は水俣学研究センターに帰属します。本誌掲載の原稿を執筆者が他の著作等に収録・転用する場合には、文書で水俣学研究センター研究紀要編集委員会に通知してください。
- (6) 編集委員会は、原稿（図・表を含む）およびデータファイルの返却の責を負いません（必ず控えをとってください）。
- (7) 執筆者には抜刷を30部提供します。それ以上の部数を希望する場合には、執筆者本人の実費費用負担とします。

『水俣学研究』執筆要領

1. 原稿の長さ

原稿の長さは、原則として、以下の範囲内とします（いずれも400字詰換算。表題・図表・注・文献リスト・和文要約を含みます。英文要約は字数に含みません）。

特集論文・自由投稿論文：50枚（20,000字）

研究ノート：40枚（16,000字）

資料紹介：30枚（12,000字）

書評：30枚（12,000字）

エッセイ：30枚（12,000字）

2. 要約とキーワード

和文の特集論文・自由投稿論文には和文要約（600字程度）および英文要約（600語以内）をつけます。各要約の末尾には、それぞれの言語で3～5語のキーワードを明記します。

外国語論文の場合には英文要約（200語程度）および和文要約（1,200～2,600字程度）をつけます。ただし日本語を母国語としない人が英文で投稿する場合のみ、和文要約はつけない場合があります。

3. 書式

原稿の書式は以下の原則に厳密にしたがってください。

- (1) 原稿はA4版の用紙を使って、40字×35行で見やすく印字したものを提出してください。各頁には、通し番号を明記してください。
- (2) 特集論文・自由投稿論文は、表題・和文要約・キーワード・本文・注・引用文献・図表・英文要約の順序で構成してください。
- (3) 研究ノート・書評論文・資料調査報告・研究動向・学会活動報告・レターズなどは、表題・執筆者名・所属・本文・注・引用文献・図表の順序で構成してください。
- (4) 原稿はすべて、掲載決定後ただちに完全原稿の電子媒体データ（原則としてテキストファイル）とそのプリントアウトを改めて提出してください（自由投稿論文は、この段階で執筆者名・所属を明記します）。その際、注および図表の位置、特殊な指示などは、プリントアウトの上に朱書してください。また使用したハードウェア、ソフトウェア、外字や特殊機能の有無を通知ください。

4. 表記法

- (1) 英数字は、原則として半角文字を用います。「,」「。」「()」などの記号類は、原則として全角文字を用い、(1)のような場合のみ半角文字にします。
- (2) 節、項には半角数字を用いて、それぞれ「1.」「(1)」のように記してください。
- (3) 外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所にその原綴りを、「フライブルク (Freiburg)」のように記してください。
- (4) 原則として西暦を用います。年号を使用する場合には、「1988 (昭和63) 年」のように記してください。

5. 図表・写真

- (1) 図表・写真はそのまま版下として使えるように、執筆者の責任で別紙に作成し、オリジナルおよび仕上がり寸法大のコピーを提出してください（図表用の版下作成の必

要が生じた場合には、執筆者が版下作成の実費を負担することとします）。

- (2) 図表の頭に、「図1世界の人口(1992年12月末現在)」のように題名を記し、データ類を他の文献から引用する場合には、下部に「(出典)厚生省人口問題研究所『人口統計資料集』1992年」のように、引用した文献を挙示します。
- (3) 図表・写真の挿入位置を原稿中に明記してください。大きさに応じて1/4頁大=400字相当、1/2頁大=800字相当と字数換算します。

6. 注・文献引用

- (1) 注は、本文該当箇所の右肩に通し番号1)、2)のように記し、本文の最後にまとめて記載します。
- (2) 引用文献の参照の形式および文献リストのあげかたは、投稿者の専門的研究分野の研究誌の方法によることを可能としますが、おおむね下記のようにします。

本文中には「Carson (1962: 13=1987: 20)」のように、「著者名(原著発表年: 原著引用頁=邦訳書刊行年: 邦訳書引用頁)」を記します。

文献リストは、著者名(アルファベット順)、発表年、論文名、書名・雑誌名、出版社名、巻号: 所在ページの順で記載する。

和文文献は、書名・雑誌名を『』で、論文名を「」でくくります。

欧文書名・雑誌名は、下線を引きます。

7. 校正

著者による責任校正を1回のみ行います。ただしこの際、誤字・脱字の訂正以外は認められません(万一校正段階の加筆、修正によって組替え等が必要になった場合には、その費用は執筆者に負担いただきます)。

8. 付記

不明の点や、上記の執筆要項によれない事情のある方は、編集委員会事務局に相談してください。英文で投稿される場合にも、ご相談ください。